

地方自治法等の一部を改正する法律 読替表 目次 【地方自治法関係】

◎	地方自治法第二百五十二条の四十三第五項の規定による地方自治法第二百四十二條等の読替え	1
◎	地方自治法第二百八十七條の二第七項の規定による地方自治法第九十二條の二等の読替え	9
◎	地方自治法第二百八十七條の二第八項（新設）の規定による地方自治法第五十條の読替え	15
◎	地方自治法第二百八十七條の二第九項（新設）の規定による地方自治法第二編第十三章第二節の読替え	17
◎	地方自治法第二百八十七條の二第十項（改正前第八項）の規定による地方自治法第十六條等の読替え	21

◎ 地方自治法第二百五十二条の四十三第五項の規定による地方自治法第二百四十二条等の読替え

(傍線部分は読替部分 網掛は改正部分)

<p>第二百五十二条の四十三第五項に よる読替後 (改正後)</p>	<p>読替前 (改正後)</p>	<p>第二百五十二条の四十三第五項に よる読替後 (現行)</p>	<p>読替前 (現行)</p>
<p>(住民監査請求) 第二百四十二条 (略) (適用せ ず) 2 (略) (適用せず) 3 (略) (適用せず) 4 (略) (適用せず) 5 第二百五十二条の四十三第四 項の規定による監査の結果に関 する報告の提出があつた場合に は、監査委員は、当該監査の結 果に関する報告に基づき、当該 請求に理由がないと認めるとき は、理由を付してその旨を書面 により同条第二項に規定する住 民監査請求に係る個別外部監査 の請求に係る請求人(以下この 条において「請求人」という。</p>	<p>(住民監査請求) 第二百四十二条 (略) 2 (略) 3 第一項の規定による請求があ つたときは、監査委員は、直ち に当該請求の要旨を当該普通地 方公共団体の議会及び長に通知 しなければならない。 4 (略) 5 第一項の規定による請求があ つた場合には、監査委員は、監 査を行い、当該請求に理由がな いと認めるときは、理由を付し てその旨を書面により請求人に 通知するとともに、これを公表 し、当該請求に理由があると認 めるときは、当該普通地方公共 団体の議会、長その他の執行機 関又は職員に対し期間を示して 必要な措置を講ずべきことを勧</p>	<p>(住民監査請求) 第二百四十二条 (略) (適用せ ず) 2 (略) (適用せず) 3 (略) (適用せず) 4 第二百五十二条の四十三第四 項の規定による監査の結果に関 する報告の提出があつた場合に おいては、監査委員は、当該監 査の結果に関する報告に基づき 、請求に理由がないと認めると きは、理由を付してその旨を書 面により同条第二項に規定する 住民監査請求に係る個別外部監 査の請求に係る請求人(以下本 条において「請求人」という。</p>	<p>(住民監査請求) 第二百四十二条 (略) 2 (略) 3 (略) 4 第一項の規定による請求があ つた場合においては、監査委員 は、監査を行い、請求に理由が ないと認めるときは、理由を付 してその旨を書面により請求人 に通知するとともに、これを公 表し、請求に理由があると認め るときは、当該普通地方公共団 体の議会、長その他の執行機関 又は職員に対し期間を示して必 要な措置を講ずべきことを勧告</p>

<p>〔に通知するとともに、これを公表し、当該請求に理由がある」と認めるときは、当該普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関又は職員に対し期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。〕</p>	<p>6 前項の規定による請求に理由があるかどうかの決定及び勧告は、第二百五十二条の四十三第二項に規定する住民監査請求に係る個別外部監査の請求があつた日から九十日以内に行わなければならない。</p>	<p>7 第二百五十二条の四十三第三項において準用する第二百五十二条の三十九第五項の個別外部監査契約を締結した者は、第二百五十二条の四十三第四項の規定による監査を行うに当たつては、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えなければならない。</p> <p>8 (略) (適用せず)</p>
<p>告するとともに、当該勧告の内容を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。</p>	<p>6 前項の規定による監査委員の監査及び勧告は、第一項の規定による請求があつた日から六十日以内に行わなければならない。</p>	<p>7 監査委員は、第五項の規定による監査を行うに当たつては、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えなければならない。</p> <p>8 (略) (削除)</p>
<p>〔に通知するとともに、これを公表し、請求に理由があると認めるときは、当該普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関又は職員に対し期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。〕</p>	<p>5 前項の規定による請求に理由があるかどうかの決定及び勧告は、第二百五十二条の四十三第二項に規定する住民監査請求に係る個別外部監査の請求があつた日から九十日以内にこれを行なわなければならない。</p>	<p>6 第二百五十二条の四十三第三項において準用する第二百五十二条の三十九第五項の個別外部監査契約を締結した者は、第二百五十二条の四十三第四項の規定による監査を行うに当たつては、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えなければならない。</p> <p>7 (略) (適用せず)</p> <p>8 第四項の規定による請求に理</p>
<p>するとともに、当該勧告の内容を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。</p>	<p>5 前項の規定による監査委員の監査及び勧告は、第一項の規定による請求があつた日から六十日以内にこれを行なわなければならない。</p>	<p>6 監査委員は、第四項の規定による監査を行うに当たつては、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えなければならない。</p> <p>7 (略)</p> <p>8 第三項の規定による勧告並び</p>

9 第五項の規定による監査委員の勧告があつたときは、当該勧告を受けた議会、長その他の執行機関又は職員は、当該勧告に示された期間内に必要な措置を講ずるとともに、その旨を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は、当該通知に係る事項を請求人に通知するとともに、これを公表しなければならない。

9 第五項の規定による監査委員の勧告があつたときは、当該勧告を受けた議会、長その他の執行機関又は職員は、当該勧告に示された期間内に必要な措置を講ずるとともに、その旨を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は、当該通知に係る事項を請求人に通知するとともに、これを公表しなければならない。

11 第五項の規定による請求に理由があるかどうかの決定及び勧告についての決定は、監査委員の合議によるものとする。

11 第四項の規定による勧告、第五項の規定による監査及び勧告並びに前項の規定による意見についての決定は、監査委員の合議によるものとする。

9 第四項の規定による監査委員の勧告があつたときは、当該勧告を受けた議会、長その他の執行機関又は職員は、当該勧告に示された期間内に必要な措置を講ずるとともに、その旨を監査委員に通知しなければならない。この場合においては、監査委員は、当該通知に係る事項を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

9 第四項の規定による監査委員の勧告があつたときは、当該勧告を受けた議会、長その他の執行機関又は職員は、当該勧告に示された期間内に必要な措置を講ずるとともに、その旨を監査委員に通知しなければならない。この場合においては、監査委員は、当該通知に係る事項を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

(住民訴訟)

第二百四十二条の二 普通地方公共団体の住民は、第二百五十二条の四十三第二項に規定する住民監査請求に係る個別外部監査の請求をした場合において、前条第五項の規定による請求に理由がない旨の決定若しくは勧告若しくは同条第九項の規定による普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関若しくは職員が同条第五項の規定による請求に理由がない旨の決定若しくは勧告を同条第六項の期間内に行わないとき、若しくは議会、長その他の執行機関若しくは職員が同条第九項の規定による措置を講じないときは、裁判所に対し、第二百五十二条の四十三第二項に規定する住民監査請求に係る個別外部監査の請求に係る違法な行為又は怠る事実につき、訴えをもつて次に掲げる請求をすることができる。

一～四 (略)

(住民訴訟)

第二百四十二条の二 普通地方公共団体の住民は、前条第一項の規定による請求をした場合において、同条第五項の規定による監査委員の監査の結果若しくは勧告若しくは同条第九項の規定による普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関若しくは職員が同条第五項の規定による監査若しくは勧告を同条第六項の期間内に行わないとき、若しくは議会、長その他の執行機関若しくは職員が同条第九項の規定による措置を講じないときは、裁判所に対し、同条第一項の請求に係る違法な行為又は怠る事実につき、訴えをもつて次に掲げる請求をすることができる。

一～三 (略)

(住民訴訟)

第二百四十二条の二 普通地方公共団体の住民は、第二百五十二条の四十三第二項に規定する住民監査請求に係る個別外部監査の請求をした場合において、前条第四項の規定による請求に理由がない旨の決定若しくは勧告若しくは同条第九項の規定による普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関若しくは職員が同条第四項の規定による措置に不服があるとき、又は監査委員が同条第四項の規定による請求に理由がない旨の決定若しくは勧告を同条第五項の期間内に行わないとき、若しくは議会、長その他の執行機関若しくは職員が同条第九項の規定による措置を講じないときは、裁判所に対し、第二百五十二条の四十三第二項に規定する住民監査請求に係る個別外部監査の請求に係る違法な行為又は怠る事実につき、訴えをもつて次に掲げる請求をすることができる。

一 当該執行機関又は職員に対する当該行為の全部又は一部

(住民訴訟)

第二百四十二条の二 普通地方公共団体の住民は、前条第一項の規定による請求をした場合において、同条第四項の規定による監査委員の監査の結果若しくは勧告若しくは同条第九項の規定による普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関若しくは職員が同条第四項の規定による監査若しくは勧告を同条第五項の期間内に行わないとき、若しくは議会、長その他の執行機関若しくは職員が同条第九項の規定による措置を講じないときは、裁判所に対し、同条第一項の請求に係る違法な行為又は怠る事実につき、訴えをもつて次に掲げる請求をすることができる。

一 当該執行機関又は職員に対する当該行為の全部又は一部

2 前項の規定による訴訟は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間内に提起しなければならない。

一 監査委員の請求に理由がない旨の決定又は勧告に不服がある場合 当該請求に理由がない旨又は当該勧告の内容の通知があつた日から三十日以内

2 前項の規定による訴訟は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間内に提起しなければならない。

一 監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合 当該監査の結果又は当該勧告の内容の通知があつた日から三十日以内

2 前項の規定による訴訟は、次の各号に掲げる期間内に提起しなければならない。

一 監査委員の請求に理由がない旨の決定又は勧告に不服がある場合は、当該請求に理由がない旨又は当該勧告の内容の通知があつた日から三十日以内

2 前項の規定による訴訟は、次の各号に掲げる期間内に提起しなければならない。

一 監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合は、当該監査の結果又は当該勧告の内容の通知があつた日から三十日以内

四 当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方に損害賠償又は不当利得返還の請求をすることを当該普通地方公共団体の執行機関又は職員に対して求める請求。ただし、当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方が第二百四十三条の二の第二項の規定による賠償の命令の対象となる者である場合には、当該賠償の命令をすることを求める請求

四 当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方に損害賠償又は不当利得返還の請求をすることを当該普通地方公共団体の執行機関又は職員に対して求める請求。ただし、当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方が第二百四十三条の第二項の規定による賠償の命令の対象となる者である場合にあっては、当該賠償の命令をすることを求める請求

四 当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方に損害賠償又は不当利得返還の請求をすることを当該普通地方公共団体の執行機関又は職員に対して求める請求。ただし、当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方が第二百四十三条の第二項の規定による賠償の命令の対象となる者である場合にあっては、当該賠償の命令をすることを求める請求

の差止めの請求
二 行政処分たる当該行為の取消し又は無効確認の請求
三 当該執行機関又は職員に対する当該怠る事実の違法確認の請求

の差止めの請求
二 行政処分たる当該行為の取消し又は無効確認の請求
三 当該執行機関又は職員に対する当該怠る事実の違法確認の請求

内

二 監査委員の勧告を受けた議会、長その他の執行機関又は職員が措置に不服がある場合
当該措置に係る監査委員の通知があつた日から三十日以内

三 監査委員が請求をした日から九十日を経過しても当該請求に理由がない旨の決定又は勧告を行わない場合 当該九十日を経過した日から三十日以内

四 監査委員の勧告を受けた議会、長その他の執行機関又は職員が措置を講じない場合
当該勧告に示された期間を経過した日から三十日以内

3
3
12 (略)

二 監査委員の勧告を受けた議会、長その他の執行機関又は職員が措置に不服がある場合
当該措置に係る監査委員の通知があつた日から三十日以内

三 監査委員が請求をした日から六十日を経過しても監査又は勧告を行わない場合 当該六十日を経過した日から三十日以内

四 監査委員の勧告を受けた議会、長その他の執行機関又は職員が措置を講じない場合
当該勧告に示された期間を経過した日から三十日以内

3
3
12 (略)

以内

二 監査委員の勧告を受けた議会、長その他の執行機関又は職員が措置に不服がある場合は、当該措置に係る監査委員の通知があつた日から三十日以内

三 監査委員が請求をした日から九十日を経過しても請求に理由がない旨の決定又は勧告を行わない場合は、当該九十日を経過した日から三十日以内

四 監査委員の勧告を受けた議会、長その他の執行機関又は職員が措置を講じない場合は、当該勧告に示された期間を経過した日から三十日以内

3
3
前項の期間は、不変期間とする。

4 第一項の規定による訴訟が係属しているときは、当該普通地方公共団体の他の住民は、別訴をもつて同一の請求をすることができない。

5 第一項の規定による訴訟は、当該普通地方公共団体の事務所の所在地を管轄する地方裁判所

二 監査委員の勧告を受けた議会、長その他の執行機関又は職員が措置に不服がある場合は、当該措置に係る監査委員の通知があつた日から三十日以内

三 監査委員が請求をした日から六十日を経過しても監査又は勧告を行わない場合は、当該六十日を経過した日から三十日以内

四 監査委員の勧告を受けた議会、長その他の執行機関又は職員が措置を講じない場合は、当該勧告に示された期間を経過した日から三十日以内

3
3
前項の期間は、不変期間とする。

4 第一項の規定による訴訟が係属しているときは、当該普通地方公共団体の他の住民は、別訴をもつて同一の請求をすることができない。

5 第一項の規定による訴訟は、当該普通地方公共団体の事務所の所在地を管轄する地方裁判所

の管轄に専属する。

6 第一項第一号の規定による請求に基づく差止めは、当該行為を差し止めることによつて人の生命又は身体に対する重大な危害の発生の防止その他公共の福祉を著しく阻害するおそれがあるときは、することができない。

7 第一項第四号の規定による訴訟が提起された場合には、当該職員又は当該行為若しくは怠る事実の相手方に対して、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員は、遅滞なく、その訴訟の告知をしなければならない。

8 前項の訴訟告知は、当該訴訟に係る損害賠償又は不当利得返還の請求権の時効の中断に関しては、民法第四百四十七条第一号の請求とみなす。

9 第七項の訴訟告知は、第一項第四号の規定による訴訟が終了した日から六月以内に裁判上の請求、破産手続参加、仮差押若しくは仮処分又は第二百三十一条に規定する納入の通知をしなければ時効中断の効力を生じな

の管轄に専属する。

6 第一項第一号の規定による請求に基づく差止めは、当該行為を差し止めることによつて人の生命又は身体に対する重大な危害の発生の防止その他公共の福祉を著しく阻害するおそれがあるときは、することができない。

7 第一項第四号の規定による訴訟が提起された場合には、当該職員又は当該行為若しくは怠る事実の相手方に対して、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員は、遅滞なく、その訴訟の告知をしなければならない。

8 前項の訴訟告知は、当該訴訟に係る損害賠償又は不当利得返還の請求権の時効の中断に関しては、民法第四百四十七条第一号の請求とみなす。

9 第七項の訴訟告知は、第一項第四号の規定による訴訟が終了した日から六月以内に裁判上の請求、破産手続参加、仮差押若しくは仮処分又は第二百三十一条に規定する納入の通知をしなければ時効中断の効力を生じな

		<p>10 い。第一項に規定する違法な行為又は怠る事実については、民事保全法（平成元年法律第九十一号）に規定する仮処分をすることができない。</p> <p>11 第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定による訴訟については、行政事件訴訟法第四十三条の規定の適用があるものとする。</p> <p>12 第一項の規定による訴訟を提起した者が勝訴（一部勝訴を含む。）した場合において、弁護士又は弁護士法人に報酬を支払うべきときは、当該普通地方公共団体に対し、その報酬額の範囲内で相当と認められる額の支払を請求することができる。</p>
<p>10 い。第一項に規定する違法な行為又は怠る事実については、民事保全法（平成元年法律第九十一号）に規定する仮処分をすることができない。</p> <p>11 第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定による訴訟については、行政事件訴訟法第四十三条の規定の適用があるものとする。</p> <p>12 第一項の規定による訴訟を提起した者が勝訴（一部勝訴を含む。）した場合において、弁護士又は弁護士法人に報酬を支払うべきときは、当該普通地方公共団体に対し、その報酬額の範囲内で相当と認められる額の支払を請求することができる。</p>		

◎ 地方自治法第二百八十七條の二第七項の規定による地方自治法第九十二條の二等の読替え

〔は明文読替、は当然読替〕

読 替 後	読 替 前
<p>第九十二條の二 特例一部事務組合の構成団体の議会の議員は、当該特例一部事務組合に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。</p> <p>第九十六條 特例一部事務組合の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならぬ。</p> <p>一 十一 (略)</p>	<p>第九十二條の二 普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。</p> <p>第九十六條 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならぬ。</p> <p>一 一条例を設け又は改廃すること。</p> <p>二 予算を定めること。</p> <p>三 決算を認定すること。</p> <p>四 法律又はこれに基づく政令に規定するものを除くほか、地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関すること。</p> <p>五 その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。</p> <p>六 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。</p> <p>七 不動産を信託すること。</p> <p>八 前二号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。</p> <p>九 負担付きの寄附又は贈与を受けること。</p> <p>十 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を</p>

十二 特例一部事務組合がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（特例一部事務組合の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第三条第二項に規定する処分又は同条第三項に規定する裁決をいう。以下この号、第百五条の二、第百九十二条及び第百九十九条の三第三項において同じ。）に係る同法第十一条第一項（同法第三十八条第一項（同法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）又は同法第四十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による特例一部事務組合を被告とする訴訟（以下この号、第百五条の二、第百九十二条及び第百九十九条の三第三項において「特例一部事務組合を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）、和解（特例一部事務組合の行政庁の処分又は裁決に係る特例一部事務組合を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あつせん、調停及び仲裁に関すること。

十三 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

十四 特例一部事務組合の区域内の公共的団体等の活動の総合調整に関すること。

十五 その他法律又はこれに基づく政令（これらに基づく条例を含む。）により特例一部事務組合の議会の権限に属する事項

② 前項に定めるものを除くほか、特例一部事務組合は、条例で特例一部事務組合に関する事件（法定受託事務に係るものにあつては、国の安全に関することその他の事由により特例一部事務組合の議会の議決すべきものとする）が適当でないものとして政令で定めるものを除く。）につき特例一部事務組合の議会の議決すべきものを定めることができる。

第九十七条 特例一部事務組合の議会は、規約で定めるところにより、法

除くほか、権利を放棄すること。
十一 条例で定める重要な公の施設につき条例で定める長期かつ独占的な利用をさせること。

十二 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第三条第二項に規定する処分又は同条第三項に規定する裁決をいう。以下この号、第百五条の二、第百九十二条及び第百九十九条の三第三項において同じ。）に係る同法第十一条第一項（同法第三十八条第一項（同法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）又は同法第四十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第百五条の二、第百九十二条及び第百九十九条の三第三項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あつせん、調停及び仲裁に関すること。

十三 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

十四 普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整に関すること。

十五 その他法律又はこれに基づく政令（これらに基づく条例を含む。）により議会の権限に属する事項

② 前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものにあつては、国の安全に関することその他の事由により議会の議決すべきものとする）が適当でないものとして政令で定めるものを除く。）につき議会の議決すべきものを定めることができる。

第九十七条 普通地方公共団体の議会は、法律又はこれに基づく政令により

律又はこれに基く政令によりその権限に属する選挙を行わなければならない。

② 特例一部事務組合の議会は、予算について、増額してこれを議決することを妨げない。但し、特例一部事務組合の管理者の予算の提出の権限を侵すことはできない。

第九十八条 特例一部事務組合の構成団体の議会は、当該特例一部事務組合の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により特例一部事務組合の構成団体の議会の検査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）に関する書類及び計算書を検閲し、当該特例一部事務組合の管理者、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会又は監査委員その他法律に基づく委員会又は委員の報告を請求して、当該事務の管理、議決の執行及び出納を検査することができる。

② 特例一部事務組合の構成団体の議会は、監査委員に対し、当該特例一部事務組合の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により本項の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）に関する監査を求め、監査の結果に関する報告を請求することができる。この場合における監査の実施については、第九十九条第二項後段の規定を準用する。

第九十九条 特例一部事務組合の構成団体の議会は、当該特例一部事務組合の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる。

その権限に属する選挙を行わなければならない。

② 議会は、予算について、増額してこれを議決することを妨げない。但し、普通地方公共団体の長の予算の提出の権限を侵すことはできない。

第九十八条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の検査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）に関する書類及び計算書を検閲し、当該普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会又は監査委員その他法律に基づく委員会又は委員の報告を請求して、当該事務の管理、議決の執行及び出納を検査することができる。

② 議会は、監査委員に対し、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により本項の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）に関する監査を求め、監査の結果に関する報告を請求することができる。この場合における監査の実施については、第九十九条第二項後段の規定を準用する。

第九十九条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる。

第百条 特例一部事務組合の構成団体の議会は、当該特例一部事務組合の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により特例一部事務組合の構成団体の議会の調査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。次項において同じ。）に関する調査を行うことができる。この場合において、当該調査を行うため特に必要があるときは、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。

② 民事訴訟に関する法令の規定中証人の訊問に関する規定は、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、前項後段の規定により特例一部事務組合の構成団体の議会が当該特例一部事務組合の事務に関する調査のため選挙人その他の関係人の証言を請求する場合には、これを準用する。ただし、過料、罰金、拘留又は勾引に関する規定は、この限りでない。

③ 第一項後段の規定により出頭又は記録の提出の請求を受けた選挙人その他の関係人が、正当の理由がないのに、特例一部事務組合の構成団体の議会に出頭せず若しくは記録を提出しないとき又は証言を拒んだときは、六箇月以下の禁錮又は十万円以下の罰金に処する。

④ 特例一部事務組合の構成団体の議会は、選挙人その他の関係人が公務員たる地位において知り得た事実については、その者から職務上の秘密に属するものである旨の申立を受けたときは、当該官公署の承認がなければ、当該事実に関する証言又は記録の提出を請求することができない。この場合において当該官公署が承認を拒むときは、その理由を説明しなければならない。

⑤ 特例一部事務組合の構成団体の議会が前項の規定による説明を理由がないと認めるときは、当該官公署に対し、当該証言又は記録の提出が公の利益を害する旨の声明を要求することができる。

第百条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の調査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。次項において同じ。）に関する調査を行うことができる。この場合において、当該調査を行うため特に必要があるときは、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。

② 民事訴訟に関する法令の規定中証人の訊問に関する規定は、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、前項後段の規定により議会が当該普通地方公共団体の事務に関する調査のため選挙人その他の関係人の証言を請求する場合には、これを準用する。ただし、過料、罰金、拘留又は勾引に関する規定は、この限りでない。

③ 第一項後段の規定により出頭又は記録の提出の請求を受けた選挙人その他の関係人が、正当の理由がないのに、議会に出頭せず若しくは記録を提出しないとき又は証言を拒んだときは、六箇月以下の禁錮又は十万円以下の罰金に処する。

④ 議会は、選挙人その他の関係人が公務員たる地位において知り得た事実については、その者から職務上の秘密に属するものである旨の申立を受けたときは、当該官公署の承認がなければ、当該事実に関する証言又は記録の提出を請求することができない。この場合において当該官公署が承認を拒むときは、その理由を説明しなければならない。

⑤ 議会が前項の規定による説明を理由がないと認めるときは、当該官公署に対し、当該証言又は記録の提出が公の利益を害する旨の声明を要求することができる。

⑥・⑦ (略)

⑧ 前項の罪を犯した者が特例一部事務組合の構成団体の議会において調査が終了した旨の議決がある前に自白したときは、その刑を減軽し又は免除することができる。

⑨ 特例一部事務組合の構成団体の議会は、選挙人その他の関係人が、第三項又は第七項の罪を犯したものと認めるときは、告発しなければならない。但し、虚偽の陳述をした選挙人その他の関係人が、特例一部事務組合の構成団体の議会の調査が終了した旨の議決がある前に自白したときは、告発しないことができる。

⑩ 特例一部事務組合の構成団体の議会が第一項の規定による調査を行うため当該特例一部事務組合の区域内の団体等に対し照会をし又は記録の送付を求めたときは、当該団体等は、その求めに応じなければならない。

⑪ 特例一部事務組合の構成団体の議会は、第一項の規定による調査を行う場合においては、予め、予算の定額の範囲内において、当該調査のため要する経費の額を定めて置かなければならない。その額を超えて経費の支出を必要とするときは、更に議決を経なければならない。

⑫ 特例一部事務組合の構成団体の議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は特例一部事務組合の構成団体の議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる。

⑬ 特例一部事務組合の構成団体の議会は、議案の審査又は当該特例一部事務組合の事務に関する調査のためその他特例一部事務組合の構成団体の議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところに

⑥ 当該官公署が前項の規定による要求を受けた日から二十日以内に声明をしないときは、選挙人その他の関係人は、証言又は記録の提出をしなければならない。

⑦ 第二項において準用する民事訴訟に関する法令の規定により宣誓した選挙人その他の関係人が虚偽の陳述をしたときは、これを三箇月以上五年以下の禁錮に処する。

⑧ 前項の罪を犯した者が議会において調査が終了した旨の議決がある前に自白したときは、その刑を減軽し又は免除することができる。

⑨ 議会は、選挙人その他の関係人が、第三項又は第七項の罪を犯したものと認めるときは、告発しなければならない。但し、虚偽の陳述をした選挙人その他の関係人が、議会の調査が終了した旨の議決がある前に自白したときは、告発しないことができる。

⑩ 議会が第一項の規定による調査を行うため当該普通地方公共団体の区域内の団体等に対し照会をし又は記録の送付を求めたときは、当該団体等は、その求めに応じなければならない。

⑪ 議会は、第一項の規定による調査を行う場合においては、予め、予算の定額の範囲内において、当該調査のため要する経費の額を定めて置かなければならない。その額を超えて経費の支出を必要とするときは、更に議決を経なければならない。

⑫ 議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる。

⑬ 議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができる。

より、議員を派遣することができる。

⑭～⑳ 【準用しない】

第百条の二 特例一部事務組合の構成団体の議会は、議案の審査又は当該特例一部事務組合の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせることができる。

第百二十四条 特例一部事務組合の議会に請願しようとする者は、特例一部事務組合の構成団体の議会の議員の紹介により当該構成団体の議会に請願書を提出しなければならない。

第百二十五条 特例一部事務組合の構成団体の議会は、その採択した請願で当該特例一部事務組合の管理者、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会又は監査委員その他法律に基づく委員会又は委員において措置することが適当と認めるものは、これらの者にこれを送付し、かつ、その請願の処理の経過及び結果の報告を請求することができる。

⑭～⑳ (略)

第百条の二 普通地方公共団体の議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせることができる。

第百二十四条 普通地方公共団体の議会に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければならない。

第百二十五条 普通地方公共団体の議会は、その採択した請願で当該普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会又は監査委員その他法律に基づく委員会又は委員において措置することが適当と認めるものは、これらの者にこれを送付し、かつ、その請願の処理の経過及び結果の報告を請求することができる。

◎ 地方自治法第二百八十七條の二第八項（新設）の規定による地方自治法第五十條の讀替え

（網掛は今回改正部分、
は当然讀替）

讀 替 後	讀 替 前
<p>第五十條 【準用しない】</p> <p>② 特例一部事務組合の管理者は、その担任する事務のうち次に掲げるものの管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保するための方針を定め、及びこれに基づき必要な体制を整備するよう努めなければならない。</p> <p>一 前項第一号に掲げる事務</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、その管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを特に確保する必要がある事務として当該特例一部事務組合の管理者が認めるもの</p> <p>③ 特例一部事務組合の管理者は、前項の方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>④ 第二項の方針を定めた特例一部事務組合の管理者は、毎会計年度少なくとも一回以上、総務省令で定めるところにより、第一項又は第二項の方針及びこれに基づき整備した体制について評価した報告書を作成しなければならない。</p>	<p>第五十條 都道府県知事及び第二百五十二條の十九第一項に規定する指定都市（以下この条において「指定都市」という。）の市長は、その担任する事務のうち次に掲げるものの管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保するための方針を定め、及びこれに基づき必要な体制を整備しなければならない。</p> <p>一 財務に関する事務その他総務省令で定める事務</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、その管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを特に確保する必要がある事務として当該都道府県知事又は指定都市の市長が認めるもの</p> <p>② 市町村長（指定都市の市長を除く。第二号及び第四項において同じ。）は、その担任する事務のうち次に掲げるものの管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保するための方針を定め、及びこれに基づき必要な体制を整備するよう努めなければならない。</p> <p>一 前項第一号に掲げる事務</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、その管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを特に確保する必要がある事務として当該市町村長が認めるもの</p> <p>③ 都道府県知事又は市町村長は、第一項若しくは前項の方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>④ 都道府県知事、指定都市の市長及び第二項の方針を定めた市町村長（以下この条において「都道府県知事等」という。）は、毎会計年度少なくとも一回以上、総務省令で定めるところにより、第一項又は第二項の方針及びこれに基づき整備した体制について評価した報告書を作成しな</p>

- ⑤ 特例一部事務組合の管理者は、前項の報告書を監査委員の審査に付さなければならない。
- ⑥ (略) ※ 第二百八十七条の二第六項で手続を規定しているため、「議会」の読替え不要
- ⑦ (略)
- ⑧ 特例一部事務組合の管理者は、第六項の規定により特例一部事務組合の構成団体の議会に提出した報告書を公表しなければならない。
- ⑨ 前各項に定めるもののほか、第二項の方針及びこれに基づき整備する体制に関し必要な事項は、総務省令で定める。

- ⑤ 都道府県知事等は、前項の報告書を監査委員の審査に付さなければならない。
- ⑥ 都道府県知事等は、前項の規定により監査委員の審査に付した報告書を監査委員の意見を付けて議会に提出しなければならない。
- ⑦ 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。
- ⑧ 都道府県知事等は、第六項の規定により議会に提出した報告書を公表しなければならない。
- ⑨ 前各項に定めるもののほか、第一項又は第二項の方針及びこれに基づき整備する体制に関し必要な事項は、総務省令で定める。

◎ 地方自治法第二百八十七條の二第九項（新設）の規定による地方自治法第二編第十三章第二節の読替え

（網掛は今回改正部分、 は明文読替、 は当然読替）

読 替 後	読 替 前
<p>（包括外部監査契約の締結） 第二百五十二条の三十六 【準用しない】</p> <p>2 (略) ※ 第二百八十七條の二第二項で手続を規定しているため、「議会」の読替え不要)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第二項の規定により包括外部監査契約を締結する場合には、第二項の条例を定めた特例一部事務組合（以下「包括外部監査対象団体」という。）は、連続して四回、同一の者と包括外部監査契約を締結してはならない。</p>	<p>第二節 包括外部監査契約に基づく監査</p> <p>（包括外部監査契約の締結） 第二百五十二条の三十六 次に掲げる普通地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、毎会計年度、当該会計年度に係る包括外部監査契約を、速やかに、一の者と締結しなければならない。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。</p> <p>一 都道府県 二 政令で定める市</p> <p>2 前項第二号に掲げる市以外の市又は町村で、契約に基づく監査を受けることを条例により定めたものの長は、同項の政令で定めるところにより、条例で定める会計年度において、当該会計年度に係る包括外部監査契約を、速やかに、一の者と締結しなければならない。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。</p> <p>3 前二項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。</p> <p>4 第一項又は第二項の規定により包括外部監査契約を締結する場合には、第一項各号に掲げる普通地方公共団体及び第二項の条例を定めた第一項第二号に掲げる市以外の市又は町村（以下「包括外部監査対象団体」という。）は、連続して四回、同一の者と包括外部監査契約を締結してはならない。</p>

5～8 (略)

(包括外部監査人の監査)
第二百五十二条の三十七 (略)

2～4 (略)

5 包括外部監査契約には、次に掲げる事項について定めなければならない。
い。

一 包括外部監査契約の期間の始期

二 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

三 前二号に掲げる事項のほか、包括外部監査契約に基づく監査のために必要な事項として政令で定めるもの

6 包括外部監査対象団体の長は、包括外部監査契約を締結したときは、前項第一号及び第二号に掲げる事項その他政令で定める事項を直ちに告示しなければならない。

7 包括外部監査契約の期間の終期は、包括外部監査契約に基づく監査を行うべき会計年度の末日とする。

8 包括外部監査対象団体は、包括外部監査契約の期間を十分に確保するよう努めなければならない。

(包括外部監査人の監査)

第二百五十二条の三十七 包括外部監査人は、包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理のうち、第二条第十四項及び第十五項の規定の趣旨を達成するため必要と認める特定の事件について監査するものとする。

2 包括外部監査人は、前項の規定による監査をするに当たっては、当該包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び当該包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理が第二条第十四項及び第十五項の規定の趣旨にのつとつてなされているかどうか、特に、意を用いなければならない。

3 包括外部監査人は、包括外部監査契約で定める包括外部監査契約の期間内に少なくとも一回以上第一項の規定による監査をしなければならない。

5 包括外部監査人は、包括外部監査契約で定める包括外部監査契約の期間内に、監査の結果に関する報告を決定し、これを包括外部監査対象団体の全ての構成団体の議会、特例一部事務組合の管理者及び監査委員並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づき委員又は委員に提出しなければならない。

第二百五十二条の三十八 (略)

2・3 (略)

4 包括外部監査対象団体は、当該包括外部監査対象団体が第九十九条第七項に規定する財政的援助を与えているもの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの、当該包括外部監査対象団体が出資しているもので同項の政令で定めるもの出納その他の事務の執行で当該出資に係るもの、当該包括外部監査対象団体が借入金元金若しくは利子の支払を保証しているもの出納その他の事務の執行で当該保証に係るもの、当該包括外部監査対象団体が受益権を有する信託で同項の政令で定めるものの受託者の出納その他の事務の執行で当該信託に係るもの又は当該包括外部監査対象団体が第二百四十四条の二第三項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているもの出納その他の事務の執行で当該管理の業務に係るものについて、包括外部監査人が必要であると認めるときは監査することができることを条例により定めることができる。

5 包括外部監査人は、包括外部監査契約で定める包括外部監査契約の期間内に、監査の結果に関する報告を決定し、これを包括外部監査対象団体の議会、長及び監査委員並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づき委員会又は委員に提出しなければならない。

第二百五十二条の三十八 包括外部監査人は、監査のため必要があると認めるときは、監査委員と協議して、関係人の出頭を求め、若しくは関係人について調査し、若しくは関係人の帳簿、書類その他の記録の提出を求め、又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。

2 包括外部監査人は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該包括外部監査対象団体の組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。

3 監査委員は、前条第五項の規定により監査の結果に関する報告の提出があつたときは、これを公表しなければならない。

<p>4 (略) ※ 第二百八十七条の二第六項で手続を規定しているため、「議会」の読替え不要)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 前条第五項の規定による監査の結果に関する報告の提出があつた場合において、当該監査の結果に関する報告の提出を受けた包括外部監査対象団体の構成団体の議会、特例一部事務組合の管理者、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員は、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知するものとする。この場合においては、監査委員は、当該通知に係る事項を公表しなければならない。</p>	<p>4 監査委員は、包括外部監査人の監査の結果に関し必要があると認めるときは、当該包括外部監査対象団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員にその意見を提出することができる。</p> <p>5 第一項の規定による協議又は前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。</p> <p>6 前条第五項の規定による監査の結果に関する報告の提出があつた場合において、当該監査の結果に関する報告の提出を受けた包括外部監査対象団体の議会、長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員は、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知するものとする。この場合においては、監査委員は、当該通知に係る事項を公表しなければならない。</p>
--	---

◎ 地方自治法第二百八十七條の二第十項（改正前第八項）の規定による地方自治法第十六條等の読替え

（網掛は今回改正部分、 は明文読替、 は当然読替）

読 替 後	読 替 前
<p>第十六條（略）（※ 第二百八十七條の二第四項で手続を規定しているため、「議会」の読替え不要）</p> <p>② 特例一部事務組合の管理者は、第二百八十七條の二第四項の規定により特例一部事務組合（同條第二項に規定する特例一部事務組合をいう。以下同じ。）の全ての構成団体（第二百八十六條第一項に規定する構成団体をいう。以下同じ。）の議会の議長から條例に関する議決の結果の送付を受けた場合は、その日から二十日以内に当該條例を公布しなければならぬ。ただし、再議その他の措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>③～⑤（略）</p> <p>第四百四十五條 特例一部事務組合の管理者は、退職しようとするときは、その退職しようとする日前、都道府県の加入する特例一部事務組合の管理者にあつては三十日、都道府県の加入しない特例一部事務組合の管理者にあつては二十日までに、当該特例一部事務組合の全ての構成団体の議会の議長に申し出なければならぬ。（略）（※ 第二百八十七條の二第二項で手続を規定しているため、「議会」の読替え不要）</p> <p>第六百六十五條 特例一部事務組合の管理者の職務を代理する副管理者は、退職しようとするときは、その退職しようとする日前二十日までに、当該特例一部事務組合の全ての構成団体の議会の議長に申し出なければならぬ。ただし、議会の承認を得たときは、その期日前に退職すること</p>	<p>第十六條 普通地方公共団体の議会の議長は、條例の制定又は改廢の議決があつたときは、その日から三日以内にこれを当該普通地方公共団体の長に送付しなければならない。</p> <p>② 普通地方公共団体の長は、前項の規定により條例の送付を受けた場合は、その日から二十日以内にこれを公布しなければならない。ただし、再議その他の措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>③～⑤（略）</p> <p>第四百四十五條 普通地方公共団体の長は、退職しようとするときは、その退職しようとする日前、都道府県知事にあつては三十日、市町村長にあつては二十日までに、当該普通地方公共団体の議会の議長に申し出なければならぬ。但し、議会の同意を得たときは、その期日前に退職することができる。</p> <p>第六百六十五條 普通地方公共団体の長の職務を代理する副知事又は副市長は、退職しようとするときは、その退職しようとする日前二十日までに、当該普通地方公共団体の議会の議長に申し出なければならぬ。ただし、議会の承認を得たときは、その期日前に退職することができる</p>

ができる。

- ② 前項に規定する場合を除くほか、副管理者は、その退職しようとする日前二十日までに、当該特例一部事務組合の管理者に申し出なければならぬ。ただし、当該特例一部事務組合の管理者の承認を得たときは、その期日前に退職することができる。

第七十六条 特例一部事務組合の構成団体の議会の議決について異議があるときは、当該特例一部事務組合の管理者は、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、その議決の日（条例の制定若しくは改廃又は予算に関する議決については、その送付を受けた日）から十日以内に理由を示してこれを再議に付することができる。

- ② 前項の規定による特例一部事務組合の構成団体の議会の議決が再議に付された議決と同じ議決であるときは、その議決は、確定する。

③ (略)

④ 特例一部事務組合の構成団体の議会の議決又は選挙がその権限を超え又は法令若しくは会議規則に違反するときは、当該特例一部事務組合の管理者は、理由を示してこれを再議に付し又は再選挙を行わせなければならない。

⑤ 前項の規定による特例一部事務組合の構成団体の議会の議決又は選挙がなおその権限を超え又は法令若しくは会議規則に違反すると認めるときは、都道府県の加入する特例一部事務組合の管理者にあつては総務大臣、都道府県の加入しない特例一部事務組合の管理者にあつては都道府県知事に対し、当該議決又は選挙があつた日から二十一日以内に、審査を申し立てることができる。

⑥ 前項の規定による申立てがあつた場合において、総務大臣又は都道府県知事は、審査の結果、特例一部事務組合の構成団体の議会の議決又は

② 前項に規定する場合を除くほか、副知事又は副市町村長は、その退職しようとする日前二十日までに、当該普通地方公共団体の長に申し出なければならぬ。ただし、当該普通地方公共団体の長の承認を得たときは、その期日前に退職することができる。

第七十六条 普通地方公共団体の議会の議決について異議があるときは、当該普通地方公共団体の長は、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、その議決の日（条例の制定若しくは改廃又は予算に関する議決については、その送付を受けた日）から十日以内に理由を示してこれを再議に付することができる。

② 前項の規定による議会の議決が再議に付された議決と同じ議決であるときは、その議決は、確定する。

③ 前項の規定による議決のうち条例の制定若しくは改廃又は予算に関するものについては、出席議員の三分の二以上の者の同意がなければならない。

④ 普通地方公共団体の議会の議決又は選挙がその権限を超え又は法令若しくは会議規則に違反するときは、当該普通地方公共団体の長は、理由を示してこれを再議に付し又は再選挙を行わせなければならない。

⑤ 前項の規定による議会の議決又は選挙がなおその権限を超え又は法令若しくは会議規則に違反すると認めるときは、都道府県知事にあつては総務大臣、市町村長にあつては都道府県知事に対し、当該議決又は選挙があつた日から二十一日以内に、審査を申し立てることができる。

⑥ 前項の規定による申立てがあつた場合において、総務大臣又は都道府県知事は、審査の結果、議会の議決又は選挙がその権限を超え又は法令

選挙がその権限を超え又は法令若しくは会議規則に違反すると認めるときは、当該議決又は選挙を取り消す旨の裁定をすることができる。

⑦ 前項の裁定に不服があるときは、特例一部事務組合の構成団体の議会又は特例一部事務組合の管理者は、裁定のあつた日から六十日以内に、裁判所に出訴することができる。

⑧ 前項の訴えのうち第四項の規定による特例一部事務組合の構成団体の議会の議決又は選挙の取消しを求めるとは、当該特例一部事務組合の構成団体の議会を被告として提起しなければならない。

第七十七条 特例一部事務組合の構成団体の議会において次に掲げる経費を削除し又は減額する議決をしたときは、その経費及びこれに伴う収入について、当該特例一部事務組合の管理者は、理由を示してこれを再議に付さなければならない。

一 法令により負担する経費、法律の規定に基づき当該行政庁の職権により命ずる経費その他の特例一部事務組合の義務に属する経費

二 非常の災害による応急若しくは復旧の施設のために必要な経費又は感染症予防のために必要な経費

② 前項第一号の場合において、特例一部事務組合の構成団体の議会の議決がなお同号に掲げる経費を削除し又は減額したときは、当該特例一部事務組合の管理者は、その経費及びこれに伴う収入を予算に計上してその経費を支出することができる。

③ (略) ※ 長と議会が共に直接公選であることが想定されないため、準用されなく。()

第七十九条 特例一部事務組合の構成団体の議会が成立しないとき、第百十三条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、特例一部事務組合の管理者において特例一部事務組合の構成団体の議会

若しくは会議規則に違反すると認めるときは、当該議決又は選挙を取り消す旨の裁定をすることができる。

⑦ 前項の裁定に不服があるときは、普通地方公共団体の議会又は長は、裁定のあつた日から六十日以内に、裁判所に出訴することができる。

⑧ 前項の訴えのうち第四項の規定による議会の議決又は選挙の取消しを求めるとは、当該議会を被告として提起しなければならない。

第七十七条 普通地方公共団体の議会において次に掲げる経費を削除し又は減額する議決をしたときは、その経費及びこれに伴う収入について、当該普通地方公共団体の長は、理由を示してこれを再議に付さなければならない。

一 法令により負担する経費、法律の規定に基づき当該行政庁の職権により命ずる経費その他の普通地方公共団体の義務に属する経費

二 非常の災害による応急若しくは復旧の施設のために必要な経費又は感染症予防のために必要な経費

② 前項第一号の場合において、議会の議決がなお同号に掲げる経費を削除し又は減額したときは、当該普通地方公共団体の長は、その経費及びこれに伴う収入を予算に計上してその経費を支出することができる。

③ 第一項第二号の場合において、議会の議決がなお同号に掲げる経費を削除し又は減額したときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決を不信任の議決とみなすことができる。

第七十九条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第百十三条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するた

の議決すべき事件について特に緊急を要するため議決を経る時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は特例一部事務組合の構成団体の議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該特例一部事務組合の管理者は、その議決すべき事件について第二百八十七条の第二第三項の議決があつたものとみなすことができる。ただし、第六十二条の規定による副管理者の選任の同意については、この限りでない。

② 特例一部事務組合の構成団体の議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

③ 第一項の規定による処置については、特例一部事務組合の管理者は、次の会議においてこれを特例一部事務組合の構成団体の議会に報告し、その承認を求めなければならない。

④ 前項の場合において、条例の制定若しくは改廃又は予算に関する処置について承認を求める議案が否決されたときは、特例一部事務組合の管理者は、速やかに、当該処置に関して必要と認める措置を講ずるとともに、その旨を特例一部事務組合の構成団体の議会に報告しなければならない。

第八十条 特例一部事務組合の構成団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、特例一部事務組合の管理者において、これについて第二百八十七条の第二第三項の議決があつたものとみなすことができる。

② 前項の規定により議決があつたものとみなしたときは、特例一部事務組合の管理者は、これを特例一部事務組合の構成団体の議会に報告しなければならない。

② 第九十八条の四 (略)

め議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第六十二条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第二百五十二条の二十の第四項の規定による第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

② 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

③ 前二項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

④ 前項の場合において、条例の制定若しくは改廃又は予算に関する処置について承認を求める議案が否決されたときは、普通地方公共団体の長は、速やかに、当該処置に関して必要と認める措置を講ずるとともに、その旨を議会に報告しなければならない。

第八十条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

② 第九十八条の四 監査基準は、監査委員が定めるものとする。
前項の規定による監査基準の策定は、監査委員の合議によるものとする。

③ (略) ※ 第二百八十七条の二第六項で手続を規定しているため、「議会」の読替之不要)

④・⑤ (略)

第百九十九条 (略)

② (略)

③ (略)

④ (略)

⑤ (略)

⑥ (略)

る。

③ 監査委員は、監査基準を定めたときは、直ちに、これを普通地方公共団体の議会、長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会又は公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会及び委員に通知するとともに、これを公表しなければならない。

④ 前二項の規定は、監査基準の変更について準用する。

⑤ 総務大臣は、普通地方公共団体に対し、監査基準の策定又は変更について、指針を示すとともに、必要な助言を行うものとする。

第百九十九条 監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。

② 監査委員は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により監査委員の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）の執行について監査をすることができる。この場合において、当該監査の実施に關し必要な事項は、政令で定める。

③ 監査委員は、第一項又は前項の規定による監査をするに当たつては、当該普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び当該普通地方公共団体の経営に係る事業の管理又は同項に規定する事務の執行が第二条第十四項及び第十五項の規定の趣旨にのつとつてなされているかどうかについて、特に、意を用いなければならない。

④ 監査委員は、毎会計年度少なくとも一回以上期日を定めて第一項の規定による監査をしなければならない。

⑤ 監査委員は、前項に定める場合のほか、必要があると認めるときは、いつでも第一項の規定による監査をすることができる。

⑥ 監査委員は、当該普通地方公共団体の長から当該普通地方公共団体の

⑦ (略)

⑧ (略)

⑨ (略) ※ 第二百八十七条の二第六項で手続を規定しているため、
「議会」の読替之不要)

⑩ (略)

⑪ (略) ※ 第二百八十七条の二第六項で手続を規定しているため、

事務の執行に関し監査の要求があつたときは、その要求に係る事項について監査をしなければならない。

⑦ 監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているもの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第二百四十四条の二第二項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、同様とする。

⑧ 監査委員は、監査のため必要があると認めるときは、関係人の出頭を求め、若しくは関係人について調査し、若しくは関係人に対し帳簿、書類その他の記録の提出を求め、又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。

⑨ 監査委員は、第九十八条第二項の請求若しくは第六項の要求に係る事項についての監査又は第一項、第二項若しくは第七項の規定による監査について、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出するとともに、これを公表しなければならない。

⑩ 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、第七十五条第三項又は前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。この場合において、監査委員は、当該意見の内容を公表しなければならない。

⑪ 監査委員は、第七十五条第三項の規定又は第九項の規定による監査の

「議会」の読替之不要)

⑫ (略)

⑬ (略) ※ 第二百八十七条の二第六項で手続を規定しているため、「議会」の読替之不要)

⑭ 監査委員から第七十五条第三項の規定又は第九項の規定による監査の結果に関する報告の提出があつた場合において、当該監査の結果に関する報告の提出を受けた特例一部事務組合の構成団体の議会、特例一部事務組合の管理者、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員は、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置(次項に規定する措置を除く。以下この項において同じ。)を講じたときは、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は、当該措置の内容を公表しなければならない。

⑮ 監査委員から第十一項の規定による勧告を受けた特例一部事務組合の構成団体の議会、特例一部事務組合の管理者、教育委員会、選挙管理委

結果に関する報告のうち、普通地方公共団体の議会、長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員において特に措置を講ずる必要があると認める事項については、その者に対し、理由を付して、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。この場合において、監査委員は、当該勧告の内容を公表しなければならない。

⑫ 第九項の規定による監査の結果に関する報告の決定、第十項の規定による意見の決定又は前項の規定による勧告の決定は、監査委員の合議によるものとする。

⑬ 監査委員は、第九項の規定による監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出するとともに、これらを公表しなければならない。

⑭ 監査委員から第七十五条第三項の規定又は第九項の規定による監査の結果に関する報告の提出があつた場合において、当該監査の結果に関する報告の提出を受けた普通地方公共団体の議会、長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員は、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置(次項に規定する措置を除く。以下この項において同じ。)を講じたときは、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は、当該措置の内容を公表しなければならない。

⑮ 監査委員から第十一項の規定による勧告を受けた普通地方公共団体の議会、長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員

員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員は、当該措置に基づき必要な措置を講ずるとともに、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならない。この場合においては、監査委員は、当該措置の内容を公表しなければならない。

(予算の送付及び公表)

第二百十九条 (略)

2 特例一部事務組合の管理者は、第二百八十七条の二第四項の規定により特例一部事務組合の全ての構成団体の議会の議長から予算に関する議決の結果の送付を受けた場合において、再議その他の措置を講ずる必要がないと認めるときは、直ちに、当該予算の要領を住民に公表しなければならない。

(決算)

第二百三十二条 (略)

2 特例一部事務組合の管理者は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。

3 (略) ※ 第二百八十七条の二第二項で手続を規定しているため、「議会」の読替え不要)

4 (略)

5 (略) ※ 第二百八十七条の二第六項で手続を規定しているため、「議会」の読替え不要)

会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員は、当該措置に基づき必要な措置を講ずるとともに、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は、当該措置の内容を公表しなければならない。

(予算の送付及び公表)

第二百十九条 (略)

2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により予算の送付を受けた場合において、再議その他の措置を講ずる必要がないと認めるときは、直ちに、その要領を住民に公表しなければならない。

(決算)

第二百三十二条 会計管理者は、毎会計年度、政令で定めるところにより、決算を調製し、出納の閉鎖後三箇月以内に、証書類その他政令で定める書類と併せて、普通地方公共団体の長に提出しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。

4 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

5 普通地方公共団体の長は、第二項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類その他政令で定める書類を併せて提出しなければならない。

6 特例一部事務組合の管理者は、第二項の規定により特例一部事務組合の議会の認定に付した決算の要領を住民に公表しなければならない。

7 (略) ※ 第二百八十七条の二第六項で手続を規定しているため、「議会」の読替え不要)

(住民監査請求)
第二百四十二条 (略)

2 (略)

3 (略) ※ 第二百八十七条の二第六項で手続を規定しているため、「議会」の読替え不要)

4 (略)

6 普通地方公共団体の長は、第二項の規定により議会の認定に付した決算の要領を住民に公表しなければならない。

7 普通地方公共団体の長は、第三項の規定による決算の認定に関する議案が否決された場合において、当該議決を踏まえて必要と認める措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容を議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

(住民監査請求)

第二百四十二条 普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある(当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。)と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実(以下「怠る事実」という。)があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によつて当該普通地方公共団体の被つた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

2 前項の規定による請求は、当該行為のあつた日又は終わつた日から一年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

3 第一項の規定による請求があつたときは、監査委員は、直ちに当該請求の要旨を当該普通地方公共団体の議会及び長に通知しなければならない。

4 第一項の規定による請求があつた場合において、当該行為が違法であると思料するに足りる相当な理由があり、当該行為により当該普通地方公共団体に生ずる回復の困難な損害を避けるため緊急の必要があり、か

5 (略) (※ 第二百八十七条の二第六項で手続を規定しているため、「議会」の読替え不要)

6～8 (略)

9 第五項の規定による監査委員の勧告があつたときは、当該勧告を受けた特例一部事務組合の構成団体の議会、特例一部事務組合の管理者その他の執行機関又は職員は、当該勧告に示された期間内に必要な措置を講ずるとともに、その旨を監査委員に通知しなければならない。この場合

つ、当該行為を停止することによつて人の生命又は身体に対する重大な危害の発生の防止その他公共の福祉を著しく阻害するおそれがないと認めるときは、監査委員は、当該普通地方公共団体の長その他の執行機関又は職員に対し、理由を付して次項の手続が終了するまでの間当該行為を停止すべきことを勧告することができる。この場合において、監査委員は、当該勧告の内容を第一項の規定による請求人（以下この条において「請求人」という。）に通知するとともに、これを公表しなければならない。

5 第一項の規定による請求があつた場合には、監査委員は、監査を行い、当該請求に理由がないと認めるときは、理由を付してその旨を書面により請求人に通知するとともに、これを公表し、当該請求に理由があると認めるときは、当該普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関又は職員に対し期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

6 前項の規定による監査委員の監査及び勧告は、第一項の規定による請求があつた日から六十日以内に行わなければならない。

7 監査委員は、第五項の規定による監査を行うに当たつては、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えなければならない。

8 監査委員は、前項の規定による陳述の聴取を行う場合又は関係のある当該普通地方公共団体の長その他の執行機関若しくは職員の陳述の聴取を行う場合において、必要があると認めるときは、関係のある当該普通地方公共団体の長その他の執行機関若しくは職員又は請求人を立ち会わせることができる。

9 第五項の規定による監査委員の勧告があつたときは、当該勧告を受けた議会、長その他の執行機関又は職員は、当該勧告に示された期間内に必要な措置を講ずるとともに、その旨を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は、当該通知に係る事項を請求人に

において、監査委員は、当該通知に係る事項を請求人に通知するとともに、これを公表しなければならない。

10 特例一部事務組合の構成団体の議会は、第一項の規定による請求があつた後に、当該請求に係る行為又は怠る事実に関する損害賠償又は不当利得返還の請求権その他の権利の放棄に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聴かなければならない。

11 (略)

(住民訴訟)

第二百四十二条の二 特例一部事務組合の住民は、前条第一項の規定による請求をした場合において、同条第五項の規定による監査委員の監査の結果若しくは勧告若しくは同条第九項の規定による特例一部事務組合の構成団体の議会、特例一部事務組合の管理者その他の執行機関若しくは職員の措置に不服があるとき、又は監査委員が同条第五項の規定による監査若しくは勧告を同条第六項の期間内に行わないとき、若しくは特例一部事務組合の構成団体の議会、特例一部事務組合の管理者その他の執行機関若しくは職員が同条第九項の規定による措置を講じないときは、裁判所に対し、同条第一項の請求に係る違法な行為又は怠る事実につき、訴えをもつて次に掲げる請求をすることができる。

- 一 当該執行機関又は職員に対する当該行為の全部又は一部の差止めの請求
- 二 行政処分たる当該行為の取消し又は無効確認の請求
- 三 当該執行機関又は職員に対する当該怠る事実の違法確認の請求
- 四 当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方に損害賠償又は不当利得返還の請求をすることを当該特例一部事務組合の執行機関又は職員に対して求める請求。ただし、当該職員又は当該行為若しく

通知するとともに、これを公表しなければならない。

10 普通地方公共団体の議会は、第一項の規定による請求があつた後に、当該請求に係る行為又は怠る事実に関する損害賠償又は不当利得返還の請求権その他の権利の放棄に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聴かなければならない。

11 第四項の規定による勧告、第五項の規定による監査及び勧告並びに前項の規定による意見についての決定は、監査委員の合議によるものとする。

(住民訴訟)

第二百四十二条の二 普通地方公共団体の住民は、前条第一項の規定による請求をした場合において、同条第五項の規定による監査委員の監査の結果若しくは勧告若しくは同条第九項の規定による普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関若しくは職員の措置に不服があるとき、又は監査委員が同条第五項の規定による監査若しくは勧告を同条第六項の期間内に行わないとき、若しくは議会、長その他の執行機関若しくは職員が同条第九項の規定による措置を講じないときは、裁判所に対し、同条第一項の請求に係る違法な行為又は怠る事実につき、訴えをもつて次に掲げる請求をすることができる。

- 一 当該執行機関又は職員に対する当該行為の全部又は一部の差止めの請求
- 二 行政処分たる当該行為の取消し又は無効確認の請求
- 三 当該執行機関又は職員に対する当該怠る事実の違法確認の請求
- 四 当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方に損害賠償又は不当利得返還の請求をすることを当該普通地方公共団体の執行機関又は職員に対して求める請求。ただし、当該職員又は当該行為若しく

は怠る事実に係る相手方が第二百四十三条の二の二第三項の規定による賠償の命令の対象となる者である場合には、当該賠償の命令をすることを求める請求

2 前項の規定による訴訟は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間内に提起しなければならない。

一 監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合 当該監査の結果又は当該勧告の内容の通知があつた日から三十日以内

二 監査委員の勧告を受けた特例一部事務組合の構成団体の議会、特例一部事務組合の管理者その他の執行機関又は職員が措置に不服がある場合 当該措置に係る監査委員の通知があつた日から三十日以内

三 監査委員が請求をした日から六十日を経過しても監査又は勧告を行わない場合 当該六十日を経過した日から三十日以内

四 監査委員の勧告を受けた特例一部事務組合の構成団体の議会、特例一部事務組合の管理者その他の執行機関又は職員が措置を講じない場合 当該勧告に示された期間を経過した日から三十日以内

3 略

(特例一部事務組合の管理者等の損害賠償責任の一部免責)

第二百四十二条の二 特例一部事務組合は、条例で、当該特例一部事務組合の管理者若しくは委員会の委員若しくは委員又は当該特例一部事務組合の職員（次条第三項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下この項において「特例一部事務組合の管理者等」という。）の当該

特例一部事務組合に対する損害を賠償する責任を、特例一部事務組合の管理者等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、特例一部事務組合の管理者等が賠償の責任を負う額から、特例一部事務組合の管理者等の職責その他の事情を考慮して政令で定める基準を参酌して、政令で定める額以上で当該条例で定める額を控除して得た額について免れさせる旨を定めることができる。

は怠る事実に係る相手方が第二百四十三条の二の二第三項の規定による賠償の命令の対象となる者である場合には、当該賠償の命令をすることを求める請求

2 前項の規定による訴訟は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間内に提起しなければならない。

一 監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合 当該監査の結果又は当該勧告の内容の通知があつた日から三十日以内

二 監査委員の勧告を受けた議会、長その他の執行機関又は職員が措置に不服がある場合 当該措置に係る監査委員の通知があつた日から三十日以内

三 監査委員が請求をした日から六十日を経過しても監査又は勧告を行わない場合 当該六十日を経過した日から三十日以内

四 監査委員の勧告を受けた議会、長その他の執行機関又は職員が措置を講じない場合 当該勧告に示された期間を経過した日から三十日以内

3 略

(普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責)

第二百四十二条の二 普通地方公共団体は、条例で、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会の委員若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員（次条第三項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下この項において「普通地方公共団体の長等」という。）の当該普通地方

公共団体に対する損害を賠償する責任を、普通地方公共団体の長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、普通地方公共団体の長等が賠償の責任を負う額から、普通地方公共団体の長等の職責その他の事情を考慮して政令で定める基準を参酌して、政令で定める額以上で当該条例で定める額を控除して得た額について免れさせる旨を定めることができる。

2 特例一部事務組合の構成団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聴かなければならない。

3 (略)

(外部監査契約を締結できる者)
第二百五十二条の二十八 (略)

2 (略)

3 特例一部事務組合は、次の各号のいずれかに該当する者と外部監査契約を締結してはならない。

一 成年被後見人又は被保佐人

二 禁錮以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから三年を経過しないもの

三 破産者であつて復権を得ない者

四 国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)又は地方公務員法の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から三年を経過しない者

五 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)、公認会計士法(昭和二十三年法律第三百三号)又は税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)の規定による懲戒処分により、弁護士会からの除名、公認会計士の登録の抹消又は税理士の業務の禁止の処分を受けた者でこれらの処分を受けた日から三年を経過しないもの(これらの法律の規定により再び業務を営むことができることとなつた者を除く。)

六 懲戒処分により、弁護士、公認会計士又は税理士の業務を停止された者で、現にその処分を受けているもの

七 当該特例一部事務組合の構成団体の議会の議員

八 当該特例一部事務組合の職員

九 当該特例一部事務組合の職員で政令で定めるものであつた者

2 普通地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

(外部監査契約を締結できる者)
第二百五十二条の二十八 (略)

2 (略)

3 前二項の規定にかかわらず、普通地方公共団体は、次の各号のいずれかに該当する者と外部監査契約を締結してはならない。

一 成年被後見人又は被保佐人

二 禁錮以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから三年を経過しないもの

三 破産者であつて復権を得ない者

四 国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)又は地方公務員法の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から三年を経過しない者

五 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)、公認会計士法(昭和二十三年法律第三百三号)又は税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)の規定による懲戒処分により、弁護士会からの除名、公認会計士の登録の抹消又は税理士の業務の禁止の処分を受けた者でこれらの処分を受けた日から三年を経過しないもの(これらの法律の規定により再び業務を営むことができることとなつた者を除く。)

六 懲戒処分により、弁護士、公認会計士又は税理士の業務を停止された者で、現にその処分を受けているもの

七 当該普通地方公共団体の議会の議員

八 当該普通地方公共団体の職員

九 当該普通地方公共団体の職員で政令で定めるものであつた者

十 当該特例一部事務組合の管理者、副管理者、会計管理者又は監査委員と親子、夫婦又は兄弟姉妹の關係にある者

十一 当該特例一部事務組合に対し請負（外部監査契約に基づくものを除く。）をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人

（外部監査人の監査への協力）

第二百五十二条の三十三 特例一部事務組合が外部監査人の監査を受けるに当たつては、当該特例一部事務組合の構成団体の議会、特例一部事務組合の管理者その他の執行機関又は職員は、外部監査人の監査の適正かつ円滑な遂行に協力するよう努めなければならない。

2 （略）

（議会による説明の要求又は意見の陳述）

第二百五十二条の三十四 特例一部事務組合の構成団体の議会は、外部監査人の監査に関し必要があると認めるときは、外部監査人又は外部監査人であつた者の説明を求めることができる。

2 特例一部事務組合の構成団体の議会は、外部監査人の監査に関し必要があると認めるときは、外部監査人に対し意見を述べることができる。

（第九十八条第二項の規定による監査の特例）

第二百五十二条の四十 第九十八条第二項の請求に係る監査について監査委員の監査に代えて契約に基づく監査によることができることを条例により定める特例一部事務組合の構成団体の議会は、同項の請求をする場合において、特に必要があると認めるときは、その理由を付して、併せて監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見

十 当該普通地方公共団体の長、副知事若しくは副市町村長、会計管理者又は監査委員と親子、夫婦又は兄弟姉妹の關係にある者

十一 当該普通地方公共団体に対し請負（外部監査契約に基づくものを除く。）をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人

（外部監査人の監査への協力）

第二百五十二条の三十三 普通地方公共団体が外部監査人の監査を受けるに当たつては、当該普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関又は職員は、外部監査人の監査の適正かつ円滑な遂行に協力するよう努めなければならない。

2 （略）

（議会による説明の要求又は意見の陳述）

第二百五十二条の三十四 普通地方公共団体の議会は、外部監査人の監査に関し必要があると認めるときは、外部監査人又は外部監査人であつた者の説明を求めることができる。

2 普通地方公共団体の議会は、外部監査人の監査に関し必要があると認めるときは、外部監査人に対し意見を述べることができる。

（第九十八条第二項の規定による監査の特例）

第二百五十二条の四十 第九十八条第二項の請求に係る監査について監査委員の監査に代えて契約に基づく監査によることができることを条例により定める普通地方公共団体の議会は、同項の請求をする場合において、特に必要があると認めるときは、その理由を付して、併せて監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聴かなければ

を聴かなければならない。

2 前項の規定により個別外部監査契約に基づく監査によることが求められた第九十八条第二項の請求（以下本条において「特例一部事務組合の構成団体の議会からの個別外部監査の請求」という。）については、監査委員は、当該特例一部事務組合の構成団体の議会からの個別外部監査の請求に係る事項についての監査及び監査の結果に関する報告は行わな

3 特例一部事務組合の構成団体の議会からの個別外部監査の請求があつたときは、監査委員は、直ちにその旨を当該特例一部事務組合の管理者に通知しなければならない。

4 前条第五項から第十一項までの規定は、前項の規定による通知があつた場合について準用する。この場合において、同条第五項中「事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることについて議会の議決を経た」とあるのは「次条第三項の規定による通知があつた」と、「事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求に係る」とあるのは「同条第二項に規定する特例一部事務組合の構成団体の議会からの個別外部監査の請求に係る」と、同条第七項中「第三項」とあるのは「次条第一項」と、同条第八項第一号中「事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求」とあるのは「次条第二項に規定する特例一部事務組合の構成団体の議会からの個別外部監査の請求」と読み替えるものとする。

5 前項において準用する前条第五項の個別外部監査契約を締結した者は、当該個別外部監査契約で定める個別外部監査契約の期間内に、特例一部事務組合の構成団体の議会からの個別外部監査の請求に係る事項につき監査しなければならない。

6 第九十九条第二項後段、第二百五十二条の三十七第五項及び第二百五十二条の三十八の規定は、特例一部事務組合の構成団体の議会からの個別外部監査の請求に係る事項についての個別外部監査人の監査につ

ればならない。

2 前項の規定により個別外部監査契約に基づく監査によることが求められた第九十八条第二項の請求（以下本条において「議会からの個別外部監査の請求」という。）については、監査委員は、当該議会からの個別外部監査の請求に係る事項についての監査及び監査の結果に関する報告は行わない。

3 議会からの個別外部監査の請求があつたときは、監査委員は、直ちにその旨を当該普通地方公共団体の長に通知しなければならない。

4 前条第五項から第十一項までの規定は、前項の規定による通知があつた場合について準用する。この場合において、同条第五項中「事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることについて議会の議決を経た」とあるのは「次条第三項の規定による通知があつた」と、「事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求に係る」とあるのは「同条第二項に規定する議会からの個別外部監査の請求に係る」と、同条第七項中「第三項」とあるのは「次条第一項」と、同条第八項第一号中「事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求」とあるのは「次条第二項に規定する議会からの個別外部監査の請求」と読み替えるものとする。

5 前項において準用する前条第五項の個別外部監査契約を締結した者は、当該個別外部監査契約で定める個別外部監査契約の期間内に、議会からの個別外部監査の請求に係る事項につき監査しなければならない。

6 第九十九条第二項後段、第二百五十二条の三十七第五項及び第二百五十二条の三十八の規定は、議会からの個別外部監査の請求に係る事項についての個別外部監査人の監査について準用する。この場合において

て準用する。この場合において、第二百五十二条の三十七第五項並びに第二百五十二条の三十八第二項、第四項及び第六項中「包括外部監査対象団体」とあるのは、「個別外部監査契約を締結した特例一部事務組合」と読み替えるものとする。

第二百五十六条 市町村の境界に関する裁定若しくは決定又は市町村の境界の確定、特例一部事務組合における

（※ 議会が直接公選ではないことから、準用されない。）

特例一部事務組合の構成団体の議会において行う選挙若しくは決定又は再議決若しくは再選挙、選挙管理委員会において行う資格の決定その他この法律に基づく住民の賛否の投票に関する効力は、この法律に定める争訟の提起期間及び管轄裁判所に関する規定によることによつてのみこれを争うことができる。

、第二百五十二条の三十七第五項並びに第二百五十二条の三十八第二項、第四項及び第六項中「包括外部監査対象団体」とあるのは、「個別外部監査契約を締結した普通地方公共団体」と読み替えるものとする。

第二百五十六条 市町村の境界に関する裁定若しくは決定又は市町村の境界の確定、普通地方公共団体における直接請求の署名簿の署名、直接請求に基づく議会の解散又は議員若しくは長の解職の投票及び副知事、副市町村長、指定都市の総合区長、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の議決、議会において行う選挙若しくは決定又は再議決若しくは再選挙、選挙管理委員会において行う資格の決定その他この法律に基づく住民の賛否の投票に関する効力は、この法律に定める争訟の提起期間及び管轄裁判所に関する規定によることによつてのみこれを争うことができる。